

東京慈恵会医科大学 入試広報公式 SNS に関する運用ガイドライン

制定 令和2年8月1日

(目的)

東京慈恵会医科大学入試広報公式 SNS に関する運用ガイドライン(以下、「本ガイドライン」という)は、ソーシャルメディアのうち、Twitter や Facebook 等のソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という)の特性を活かし、入試関連の情報を入試広報公式 SNS アカウント(以下、「公式アカウント」という)を通じて発信する際の運用方針を定める。

(適用)

本ガイドラインは、「本学構成員によるソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、本学教職員が職務の一環として公式アカウントを使って医学科・看護学科それぞれの入試関連の情報発信をする際に適用する。

(掲載内容)

掲載する内容は、各学科の入試関連の情報、オープンキャンパス等のイベント案内及び、入試関連の報告とする。

(アカウント登録・管理)

- 1) 大学広報委員会は、医学科入試委員長、看護学科広報委員長の申請に基づき公式アカウントの開設を許可する。医学科入試委員長、看護学科広報委員長は公式アカウントの管理責任を負う。
- 2) 医学科入試委員会、看護学科広報委員会が公式アカウントの登録(ユーザー名・名称・password・メールアドレス等)及び総括的な事務にあたる。
- 3) 公式アカウントのユーザー名・passwordは、医学科入試委員長、看護学科広報委員長がそれぞれ管理し、大学広報委員会、広報課長、学事課長が共有する。
- 4) 公式アカウントのユーザー名・passwordの変更には、大学広報委員長の許可を必要とする。
- 5) passwordは部外者に開示してはならない。

(情報発信)

- 1) 発信する情報の内容は、原則として大学広報委員長の許可を必要とする。ただし、次に掲げる項目については、医学科入試委員長、看護学科広報委員長の判断により、学事課と連携して各委員会が直接情報発信できるものとする。
 - (1) 法令及び学内規則等で定められている内容を発信する場合
 - (2) 既に一般に周知されている事項について、再度正しい情報として発信する場合
 - (3) 入学試験やイベント等の現況・結果などについて緊急に情報発信を必要とする場合
- 2) 掲載内容は、その都度、広報課へ報告する。

(機能使用の制限)

- 1) 他のアカウントに対する働きかけに係る機能(フォロー、友達申請、コメント、「いいね」、リツイート等)は使用しない。ただし、公的機関や、医学科入試委員長、看護学科広報委員長が業務上関係が深いと認めるアカウントについてはこの限りではない。
- 2) 原則として、公式アカウントに対する働きかけへの応対はしない(返信コメント等)。ただし、

(情報発信) 1)の各号に該当し、即時かつ正確に回答ができるものについては、医学科入試委員長、看護学科広報委員長の判断で対応することを認める。

(なりすまし等への対応)

- 1) 真正性を示すために公式アカウントは大学公式ホームページ上に掲載する。
- 2) 本ガイドライン及び「本学構成員によるソーシャルメディア利用ガイドライン」を大学公式ホームページ上に掲載する。
- 3) 奈良女子大学を発見した場合は、公式アカウントおよび大学公式ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行なう。
- 4) 公式アカウントが他者に乗っ取られた場合、当該アカウントを速やかに停止し、本学公式ホームページ等における当該事実の発信、乗っ取り原因の調査等セキュリティインシデントとしてしかるべき措置を講ずる。

(登録の解除等)

法令及びガイドライン、および本ガイドライン等に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、大学広報委員会が、情報発信の停止、公式アカウントの削除等の対応を速やかに行なう。

(協議事項)

本ガイドラインに定めていないものについては、大学広報委員会、医学科入試委員会、看護学科広報委員会、および広報課が協議して定めるものとする。

(ガイドラインの改廃)

本ガイドラインの改廃は、大学広報委員会での議を経て、学長が決定する。

附則 本ガイドラインは令和2年8月1日より施行する。